

意見書

平成 25 年 2 月 27 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成 24 年度）（案）に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

この度は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成24年度）（案）に対する意見募集」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

意見提出者 イー・アクセス株式会社

検証結果案		意見
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1) ブロードバンド普及状況に関する検証	ア ブロードバンドの整備率及び利用率に関する検証 【当社意見】 「基盤整備率」、及び「基盤利用率」は、都道府県別のデータが示されたことにより、実態把握は可能と考えます。 しかしながら、本検証結果案については、例えば、固定系超高速ブロードバンドの基盤利用率の状況については「ブロードバンド基盤の利用が一定程度進んでいる。」と記載されているに留まり、一定程度進んでいるとする背景や「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（以下、BB普及答申）などで示された「2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用」の目標に対する進捗状況が十分に検証されているとは言えないものと考えます。 従って、次年度以降の検証では、各年度の「基盤整備率」、「基盤利用率」の目標値を設定した上で段階的な達成度合いや課題、必要な措置を明確にさせていただき、本検証で集積した結果を踏まえ、包括的検証を実施していただくことが検証プロセスの透明性確保にもつながると考えます。
		イ ブロードバンド市場環境に関する検証 ウ ブロードバンド利用環境に関する検証 【当社意見】

		<p>検証結果案にも示されている通り、NTT東西殿のFTTHの市場シェアは高い水準に推移しておりますが、このような状況下で、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションが進めば、メタルの市場環境で培った競争環境が衰退し、結果として、固定系ブロードバンドの普及促進を阻害することが懸念されます。</p> <p>従って、検証結果案に示されている、FTTH、ADSLの「市場シェア」、「利用者料金」、「接続料」などのデータを用いて、例えば、「FTTHの利用者料金の低廉化」や「加入光ファイバ・NGNオープン化の進展状況」、「メタル回線に係る接続料の上昇」が競争環境に与える影響も検証すべきと考えます。</p>
	<p>(2) 関係主体の取組に関する検証</p>	<p>(ア) 業務委託先子会社に対するNTT東西の監督義務の導入、NTT東西の機能分離</p> <p>【当社意見】</p> <p>検証結果案の内容に加え、「業務委託先子会社に対する監督義務」、及び「機能分離措置」が公正競争環境の確保に実効的に機能しているか明確化すべきであり、「NTT東西殿の実施内容」、及び「総務省殿の検証結果」も評価の対象とすべきと考えます。</p> <hr/> <p>(イ) 平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の見直し</p> <p>【当社意見】</p> <p>2012年3月に、情報通信行政・郵政行政審議会にて、FTTH市場におけるサービス競争促進は「NTT東西殿による光配線区画の拡大」と、その補完的措置として多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化を目的の一つとした「エントリーメニューの導入」により進められる方向性が示されましたが、これらの取組が、競争事業者の新規参入の促進に実効的に機能しているか検証する必要があると考えます。</p> <p>従って、検証結果案の内容に加えて、例えば、当該メニューの「利用事業者数」や「新規参入事業者数」などの実績や、競争評価の戦略的評価における「事業者間取引の状況」においてもオ</p>

		<p>オープンに評価・分析していただくべきと考えます。</p>
<p>2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証</p>	<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p><i>指定しない設備を具体的に列挙する方式（ネガティブリスト方式）を維持すべき、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せず指定することを維持すべき等の指摘（意見7）について</i></p> <p>【当社意見】</p> <p>検証結果案の通り、「ネガティブリスト方式」は、競争事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供することを可能とし、市場の公正競争環境を確保するために必要不可欠なものであるため、現行の指定方法は維持すべきであると考えます。</p> <p>また、「端末系伝送路設備の種別（メタル・光）」についても、両回線は共通の線路敷設基盤上にて敷設され、ブロードバンド回線として代替性の高い回線であること等を踏まえれば、引き続き現行の指定方法を維持すべきであると考えます。</p> <hr/> <p>イ 指定の対象に関する検証</p> <p><i>（ア）加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘（意見13）について</i></p> <p>【当社意見】</p> <p>F T T H市場におけるNTT東西殿の市場シェアは73.4%（※1）、設備シェアは77.3%（※2）と依然として独占化傾向にあり、競争事業者にとってNTT東西殿の加入光ファイバを利用することが必要不可欠であることから、検証結果案の通り、加入光ファイバを引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>（※1）電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ（2012年9月末時点） （※2）平成23年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況</p>

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

(ア) コロケーションについて改善すべきとの指摘（意見22）について

【当社意見】

検証結果案では、「コロケーションスペースに空きが無い場合の対応」について示されておりますが、現状は以下のように、コロケーション電気料に係る課題も見受けられ、競争事業者の「メタル・PSTNから光・NGNへの円滑な移行」、及び「メタル回線を利用したサービスにおける設備効率化等」の障壁となっております。

なお、2013年度のコロケーション電気料は大幅に上昇するため、競争事業者の事業展開に影響を与えることが特に懸念されるところです。

これらの事情を踏まえれば、コロケーションルールに係る見直しは喫緊の課題であるため、早急に検討を進める必要があると考えます。

<コロケーションにおける課題>

① 6カ月ルールの見直し

「6カ月ルール」については、2012年8月6日の電話網移行円滑化委員会（第9回）にて、NTT東西殿より実態調査の内容や、接続事業者の提案・要望を踏まえながら見直しを検討する方向性が示されましたが、未だ結論は得られていないと認識しております。効率的な設備撤去を進めるためにも、早急に期間短縮に向けた検討を進めるべきと考えます。

② 定格容量値に基づく電気料契約の見直し

現状、コロケーション電気料は、装置の定格容量値に基づき算定されることから、競争事業者が実際の使用量以上の費用を負担せざるを得ない状況にあり、結果として、本来NTT東西殿が負担すべき金額の一部を競争事業者が実質的に負担する構造になっていると考えられます。

なお、電力メータを設置することで実績値での精算が可能となりますが、メータ機器や設置工

		<p>事費用が高額であり、調達や設置工事に長期間を要することを鑑みれば、需要減に伴うコロケーション設備の撤去や集約を実施している状況においては現実的な対応策とは言えません。</p> <p>従って、BB普及答申（※3）の趣旨も踏まえて、競争事業者に対して過度な負担を与えないように、利用実績に近い値で電気料を算定する方法を検討すべきと考えます。</p> <p>（※3）BB普及答申（2011年12月20日） 第I編第4章1（1）（ウ）</p> <p>以上の観点を踏まえ、コロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、例えば、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続きに応じて電気料を計算する等、コロケーション装置に係る電気料の扱い（「申込電力」の考え方）を柔軟化することが適当である。</p>
	<p>（2）第二種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>（イ）他の二種指定事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている二種指定事業者について、算定根拠を必ず提示させる等、接続料水準の透明性・適正性確保に必要な措置を講ずべきとの指摘（意見33）について</p> <p>【当社意見】</p> <p>接続料水準の透明性・適正性については、「総務省殿における算定根拠の検証」、及び現在進められている「モバイル接続料算定に係る研究会における算定ルールの見直し」など継続的な取組で確保されていくものと考えます。また、公正競争上の観点からも、透明性・適正性の確保にあたっては、現行制度の枠組みの中で公平に対応する必要があると考えます。</p>
	<p>（3）禁止行為に関する検証</p>	<p>イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>（ア）NTT東西の県域等子会社におけるNTTドコモの商品の販売等、NTT東西の県域等子会社において禁止行為規制の潜脱行為が行われており、禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加する等の措置を講ずべきとの指摘（意見37）について</p> <p>（エ）NTTファイナンスへの料金業務の移管に関して、総務省における判断基準・検証方法を公開するとともに、審議会等の公の場で議論すべきとの指摘（意見41、45、55）について</p>

		<p>ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>公正競争環境を確保するために、NTTドコモ及びNTTファイナンスをNTT東西の特定関係事業者に追加すべき、また、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等も行うべきとの指摘（意見44）について</p> <p>【当社意見】</p> <p>検証結果案では、「県域等子会社におけるNTTドコモ商品の販売」、及び「NTTファイナンス殿への料金業務の移管」に関して、NTTグループ各社に要請された措置を注視する方向性が示されております。</p> <p>しかしながら、「NTTファイナンス殿への料金業務の移管」の事例では、NTTグループ各社が制度上の整理が不透明なまま利用者周知等の準備を進め、施策の実施を既成事実化したことを踏まえれば、今後も同様に、NTTグループ各社がなし崩し的に業務統合や、営業連携を実現することで、「禁止行為規制」、及び「特定関係事業者制度」といった各種公正競争要件が形骸化し、結果として、事実上のNTTグループの一体化を招くことが懸念されます。</p> <p>従って、今回の検証では、将来的な市場環境の変化やNTTグループの業務形態を見据えて（例えば、今後想定される業務統合、営業連携の洗い出しを行うなど）公正競争要件の枠組みの在り方を議論し、包括的検証に向けて一定の方向性を示すべきと考えます。</p>
	<p>（4）業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証</p>	<p>（ア）禁止行為規定遵守措置等報告書に関して情報開示が不十分、また、当該報告書に認められる課題について、総務省は、厳格な調査・検証及びそれに基づく是正措置を講ずるべきとの指摘（意見46、48）について</p>

<p>(5) 機能分離の運用状況に関する検証</p>	<p>(ア) 禁止行為規定遵守措置等報告書に関して情報開示が不十分、また、当該報告書に認められる課題について、厳格な調査・検証及びそれに基づく是正措置を講ずるべきとの指摘（意見43、49、52）について</p> <p>【当社意見】</p> <p>検証結果案では、「業務委託先子会社等監督」の運用状況、及び「機能分離措置」の運用状況は、NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告書の内容をチェックすることで、検証する方針が示されています。</p> <p>しかしながら、①例えば、「NTTファイナンス殿への料金業務の移管」のように、体制整備当初からNTTグループの組織・業務形態が変化することが想定される点、及び②本制度の枠組みで各社からボトルネック設備利用の同等性に係る問題事例が随時指摘されている点、を踏まえれば、NTT東西殿の報告書のチェックに留まらず、定期的に競争政策委員会等のオープンな場で運用状況を審議し、課題、及び追加措置の洗い出しを行う必要があると考えます。</p> <p>(イ) 監督対象子会社からの再委託先、再々委託先等を通じて反競争的行為が行われるおそれがあるため、再委託先等についても、監督対象に追加すべきとの指摘（意見47）について</p> <p>【当社意見】</p> <p>検証結果案の通り、監督対象子会社に対する委託契約の内容、再委託に係る規定等を総務省殿が確認することだけでは、再委託先における反競争的行為の有無を確認、また抑制することは不十分と考えます。</p> <p>2009年に発覚した「NTT西日本情報漏洩問題」では、県域等子会社と再委託先の販売代理店の間での顧客情報の授受にて接続情報の不適切な扱いがあったことを踏まえれば、実際の販売業務等を担う再委託先では、接続情報の目的外利用や排他的な営業連携が行われていないか特に留意する必要があると考えます。</p> <p>従って、監督対象に再委託先も含めることで、検証の実効性を高める必要があると考えます。</p>
----------------------------	---

		<p>(イ) 設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関するデータを検証基準として予め規定すべきとの指摘（意見50）について</p> <p>【当社意見】</p> <p>検証結果案では、接続条件等が接続約款の規定を遵守していることから、一種指定設備の同等性が確保されているとの考え方が示されております。</p> <p>しかしながら、ボトルネック設備利用の同等性は、必ずしも接続約款の規定遵守のみで担保されるものではなく、従前より競争事業者各社から指摘されている通り、「接続約款の納期範囲内のリードタイム」や「オペレーションシステムにおける開発コスト」といった課題も存在すると考えます。</p> <p>特に、オペレーションシステムについては、①NTT東西殿が開発費用を接続料で全て回収可能であるためコスト削減インセンティブが働かない点、及び②2012年のDSL開通申込受付システムの大規模な機能追加のように市場動向に沿わない改修が実施されている点、といった課題があり、結果として、競争事業者の事業運営に多大な負担を与えております。</p> <p>これら事例については、競争事業者からの検証が難しいことから、電気通信事業法第166条に基づく立入調査のスキーム等を活用して実態を明らかにすべきと考えます。</p> <p>また、調査の結果、同等性に課題が認められた場合は、適宜是正措置を実施すると共に、包括的検証へ反映し「機能分離措置」等の在り方について再検討を図るべきと考えます。</p>
	(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	-
	(7) その他	-

以上